

# Z—70—K

## 固定資産税 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、令和2年4月3日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「K 1～K 7」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 納税義務者が固定資産税の納税通知書の内容が適正かを確認するための制度及び内容に不服がある場合に取り得る制度について説明しなさい。

問 2 以下の事例について、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度の土地甲に係る固定資産税の納税義務者は誰か、その根拠を明らかにした上で説明しなさい。

【事例】

- ・ 土地甲について、令和 2 年 1 月 1 日時点において、A が不動産登記簿に所有者として登記されている。
- ・ A は令和 2 年 3 月 31 日に死亡した。
- ・ 民法上、A の相続権を有する者は、妻 B、子 C 及び D であり、法定相続分は B が  $1/2$ 、C 及び D が  $1/4$  となっている。
- ・ 令和 3 年 1 月 15 日に法定相続分による所有権移転登記が完了した。
- ・ その後、遺産分割協議の結果、土地甲は C が単独で所有することとなり、令和 4 年 4 月 1 日に C の単独所有とする所有権移転登記が完了した。
- ・ その後、C は土地甲のうち、 $1/2$  の持分を X に売却することとなり、令和 4 年 12 月 20 日に売買契約が成立、令和 5 年 1 月 6 日に所有権移転登記が完了した。

〔第二問〕 — 50 点—

問 1 次の土地 X 及び家屋 Y を所有する T に対して、Z 市が課する令和元年度分及び令和 2 年度分の固定資産税について、土地 X 及び家屋 Y に係る税額をそれぞれ計算過程を明らかにした上で算出なさい。なお、税率は標準税率とし、免税点は地方税法第 351 条本文の免税点によるものとする。

【資料 1】 土地 X (地積 3,000 m<sup>2</sup>)

- (1) 土地 X は、平成 30 年度の賦課期日までの地目は山林であったが、平成 30 年 7 月に宅地に造成された。その後、令和元年度の賦課期日現在更地となっていたが、平成 31 年 3 月に【資料 II】の家屋 Y が建築され、家屋 Y の敷地となっている。
- (2) 土地課税台帳に登録された土地 X の価格等の状況は次のとおりである。
  - ① 令和元年度分の価格 90,100,000 円
  - ② 令和 2 年度分の価格 72,300,000 円
- (3) 地方税法附則第 17 条第 7 号に規定する類似土地の状況は次のとおりである。
  - ① 地目は宅地(事務所用地)であり、地積は 3,000 m<sup>2</sup> である。
  - ② 土地課税台帳に登録された価格等の状況は次のとおりである。
 

(イ) 平成 29 年度分の価格	95,435,500 円
(ロ) 平成 29 年度課税標準額	44,854,000 円
(ハ) 平成 30 年度分の価格	91,405,500 円
(ニ) 平成 30 年度課税標準額	46,020,000 円
(ホ) 令和元年度分の価格	88,500,000 円
(ヘ) 令和元年度課税標準額	54,450,000 円
(ト) 令和 2 年度分の価格	85,550,500 円
(チ) 令和 2 年度課税標準額	54,450,000 円
- (4) Z 市において固定資産税を課された土地のうち小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等のそれぞれの価格及び課税標準額(地方税法第 349 条の 3 の 2 の住宅用地の特例を適用した後のもので、他の課税標準の特例の適用がある場合には当該規定に定める率で割り戻したものとする。)の総額は、年度ごとに次のとおりである。

価格の総額

(単位：億円)

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
平成 29 年度	3,250	2,120	9,550
平成 30 年度	3,110	1,950	9,000
令和元年度	3,000	1,720	8,700
令和 2 年度	2,930	1,250	8,520

## 課税標準額の総額

(単位：億円)

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
平成 29 年度	420	650	5,450
平成 30 年度	405	540	5,200
令和元年度	375	430	5,100
令和 2 年度	370	330	4,970

- (5) Z市は、令和2年度分の固定資産税について、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条に基づく地方税法附則第18条の3(平成30年度から令和2年度までの各年度の用途変更宅地等に係る税負担の調整措置に関する規定)を適用しない旨の条例を定めていない。

## 【資料2】 家屋Y

- (1) 主要構造部を耐火構造とした5階建の家屋であり、独立した10の区画から構成されており、所有者はTである(区分所有に係る家屋ではない)。
- (2) 建築時期は、平成31年3月であり、同年末までには下図のとおり入居は完了している。
- (3) 区画A、区画C、区画D、区画Jは、店舗の用に供されている。
- (4) 区画B、区画E、区画F、区画G、区画H、区画Iは、居住の用に供されている。
- (5) 区画Gのうち、100m<sup>2</sup>は別荘の用に供されている。
- (6) 家屋課税台帳に登録された令和2年度分の価格は、510,000,000円である。

	H居住用 60 m <sup>2</sup>	I居住用 60 m <sup>2</sup>	J店舗用 40 m <sup>2</sup>	共用部分 200 m <sup>2</sup>
	G居住用 220 m <sup>2</sup>			
	D店舗用 60 m <sup>2</sup>	E居住用 60 m <sup>2</sup>	F居住用 100 m <sup>2</sup>	
	B居住用 300 m <sup>2</sup>		C店舗用 100 m <sup>2</sup>	
	A店舗用 400 m <sup>2</sup>			

問2 内国法人であるX株式会社が所有する次の船舶(日本国籍)に係る令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税について、A市、B市及びC市それぞれに納付すべき固定資産税額を、計算過程を明らかにした上で算出しなさい(X株式会社は【資料1】に掲げる償却資産以外の固定資産を各市内に所有していない)。

なお、税率は標準税率とし、課税標準の特例については【資料2】によることとする。また、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

【資料1】

(1) X株式会社は、船舶甲、船舶乙及び船舶丙を所有している。なお、船舶甲、船舶乙及び船舶丙はいずれも地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する船舶として指定を受けている。

(2) 船舶甲の状況

① 就航日数 (単位：日)

	平成29年	平成30年	令和元年
全就航日数	0	120	100
外航就航日数 (外国貿易船として 就航した日数)	0 (0)	60 (0)	60 (0)
離島航路事業の用に 供する船舶として 就航した日数	0	0	0

② 取得年月日 平成29年12月20日

③ 取得価額 559,000,000円

④ 総トン数 2,900トン

⑤ 耐用年数 15年(法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142)

⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの

⑦ 平成30年中の入港実績

a港(A市にのみ所在) 3回

b港(B市にのみ所在) 8回

c港(C市にのみ所在) 5回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

⑧ 令和元年中の入港実績

a港(A市にのみ所在) 3回

b港(B市にのみ所在) 10回

c港(C市にのみ所在) 4回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

※「令和元年」は平成31年1月1日～平成31年4月30日を含む

(3) 船舶乙の状況

① 就航日数 (単位：日)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
全就航日数	50	150	120
外航就航日数 (外国貿易船として 就航した日数)	50 (30)	0 (0)	80 (80)
離島航路事業の用 に供する船舶とし て就航した日数	0	150	0

② 取得年月日 平成 29 年 4 月 1 日

③ 取得価額 400,000,000 円

④ 総トン数 4,000 トン

⑤ 耐用年数 15 年(法定耐用年数 15 年に基づく減価率：0.142)

⑥ A 市、B 市及び C 市にわたって使用されているもの

⑦ 平成 30 年中の入港実績

a 港(A 市にのみ所在) 8 回

b 港(B 市にのみ所在) 2 回

c 港(C 市にのみ所在) 10 回

(注) a 港以外は、特別とん譲与税法第 1 条第 1 項の開港

⑧ 令和元年中の入港実績

a 港(A 市にのみ所在) 4 回

b 港(B 市にのみ所在) 2 回

c 港(C 市にのみ所在) 4 回

(注) a 港以外は、特別とん譲与税法第 1 条第 1 項の開港

※「令和元年」は平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日を含む

(4) 船舶丙の状況

① 就航日数 (単位：日)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
全就航日数	-	-	30
外航就航日数 (外国貿易船として 就航した日数)	- (-)	- (-)	30 (0)
離島航路事業の用 に供する船舶とし て就航した日数	-	-	0

- ② 取得年月日 令和元年10月1日
- ③ 取得価額 902,500,000円
- ④ 総トン数 2,500トン
- ⑤ 耐用年数 13年(法定耐用年数13年に基づく減価率：0.162)
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 令和元年中の入港実績
  - a港(A市にのみ所在) 3回
  - b港(B市にのみ所在) 2回
  - c港(C市にのみ所在) 4回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

※「令和元年」は平成31年1月1日～平成31年4月30日を含む

#### 【資料2】

- ・ 主として遠洋区域を航行区域とする一定の船舶(以下「外航船舶」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該外航船舶の価格の6分の1の額とする。

※ 外航船舶とは、当該年度の初日の属する年の前年中の外航就航日数の全就航日数に対する割合(以下「外航就航率」という。)が2分の1を超えるものとし、総トン数が500トン以上の船舶とする。

- ・ 外航船舶以外の船舶に対して課する固定資産税の課税標準は、当該船舶の価格の2分の1の額とし、そのうち、離島航路整備法(昭和27年法律第226号)第2条第2項に規定する離島航路事業者が専ら離島航路事業の用に供する船舶に対して課する固定資産税の課税標準は、さらに3分の1を乗じて得た額とする。

- ・ 外航船舶のうち、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する一定の船舶(以下「国際船舶」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該船舶の価格の6分の1の額にさらに3分の1を乗じて得た額とする。

※ 国際船舶とは、当該年度の初日の属する年の前年中において外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が2分の1を超える船舶とする。

- 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則(昭和二十八年十二月二十九日総理府令第九十一号)(一部修正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格は、以下の表の左欄に掲げる固定資産について、同表の中欄に掲げる市町村に対し、同表の右欄に規定する方法によつて配分するものとする。

固定資産	配分を受ける市町村	配分方法
船舶 一 船舶(次号に掲げる船舶を除く。)	当該年度の初日の属する年の前年中における当該船舶のてい泊港(三千総トン未満の船舶について、一のてい泊港に係る入港回数(当該船舶が地方税法第三百四十九条の三第五項の外航船舶で、当該船舶のてい泊港が特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)第一条第一項の開港以外の港(以下「不開港」という。)であるときは、当該不開港に係る入港回数については、当該船舶の当該不開港への入港回数に二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。)が五回以上であるときは当該五回以上のてい泊港とし、一のてい泊港に係る入港回数がいずれも五回未満であるときは入港回数の最も多いてい泊港とする。以下この号において同じ。)所在の市町村(当該年度の初日の属する年の前年中において当該船舶のてい泊港がないときは、当該年度に係る賦課期日における当該船舶のてい泊港所在の市町村とし、当該年度の初日の属する年の前年中における当該船舶のてい泊港が不明のときは、船籍港所在の市町村とする。)	1 当該船舶のてい泊港に係る入港回数にあん分する。ただし、当該年度の初日の属する年の前年中に入港の事実がない船舶については、当該船舶の価格の全額を当該船舶のてい泊港所在の市町村に配分し、当該年度の初日の属する年の前年中の入港の事実が不明の船舶については、船籍港所在の市町村に配分する。 2 前項の場合において、一のてい泊港又は船籍港が二以上の市町村にわたるときは、当該てい泊港又は船籍港に係る価格を当該船舶のてい泊の状況、当該関係市町村の港湾費の額等を基準として当該関係市町村に配分する。